

吉田町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成25年9月30日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

1 監査の概要

(1) 監査の種別

財政的援助団体監査

(2) 監査の対象

ア 吉田町体育協会（所管：教育委員会事務局）

イ 吉田町文化協会（所管：教育委員会事務局）

ウ 一般社団法人吉田町シルバー人材センター（所管：高齢者支援課）

エ 吉田町空港対策協議会（所管：企画課）

オ 吉田町国際交流協会（所管：企画課）

(3) 監査の実施日

平成25年8月19日 吉田町体育協会、吉田町文化協会

平成25年8月23日 一般社団法人シルバー人材センター、
吉田町空港対策協議会、吉田町国際交流協会

(4) 実施した監査手続き

補助金に係る出納及びこれに係わる事務の執行について、各団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳票突合、質問その他必要と認められた監査を実施した。

なお、本年度から所管部署の担当職員も監査に必ず同席させるようにした。

2 監査の結果

監査した結果、一部の指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各団体についての監査結果は、後述のとおりである。

(1) 吉田町体育協会 【指摘あり】

平成 24 年度の事業報告書及び決算書並びに補助金関連書類の提出を求め、会長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 24 年度の吉田町体育協会への補助金は活動事業補助金 1,615 千円、県民スポーツ祭(しずおかスポーツフェスティバル)等参加活動事業補助金 500 千円を交付している。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されていた。補助金の執行については、体育協会活動補助金の補助事業実績報告書について、事業費決算額合計に吉田町社会教育事業費補助金交付要綱に定める補助対象経費及び財源内容に誤りが散見されたので内容確認を行い速やかに是正された。

【指摘事項】

- ① 補助事業実績報告書の事業費決算額合計に補助対象経費に該当しない「負担金 40,630 円」が計上されていた。一方、該当する「補助金 85,630 円」が未計上であった。従って事業費が 45,000 円増加となるので事業費 1,770,802 円とすべきである。
- ② 補助事業実績報告書の事業費決算額合計・財源内容において利子 73 円が「その他」に計上されていた。
利子は「自己資金」に計上すべきである。
- ③ 補助事業実績報告書の事業費決算額合計・財源内容において補助金 85,630 円と負担金 40,630 円との差額 45,000 円は「自己資金」に計上すべきである。

従って、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町社会教育事業費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていたとは認め難い。

(2) 吉田町文化協会 【指摘あり】

平成 24 年度の事業報告書及び決算書並びに補助金関連書類の提出を求め、会長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 24 年度の吉田町文化協会への補助金は文化協会活動事業補助金 423 千円、文芸誌発刊事業補助金 360 千円並びに吉田町文化祭に伴う負担金として 810 千円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されていた。補助金の執行については、文化協会活動事業補助金及び文芸誌発刊事業補助金の補助事業実績報告書について、事業費決算額合計に吉田町社会教育事業費補助金交付要綱に定める補助対象経費及び財源内訳に誤りが散見されたので内容確認を行い速やかに是正されたい。

【指摘事項】

① 文化協会活動事業補助金

補助事業実績報告書の事業費決算額合計に補助対象経費に該当しない「負担金 20,000 円」が計上されていた。従って事業費が 20,000 円減少となるので事業費決算額合計は 857,645 円とすべきであり、財源内容の自己資金は 20,000 円減額の 434,646 円とすべきである。

② 文芸誌発刊事業補助金

補助事業実績報告書の財源内容において事業収入 271,500 円が「その他」に計上されていたが「自己資金」に計上すべきである。

従って、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町社会教育事業費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていたとは認め難い。

(3) 一般社団法人吉田町シルバー人材センター 【指摘あり】

平成 24 年度の事業報告書及び決算書並びに補助金関連書類の提出を求め、理事長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 24 年度の一般社団法人吉田町シルバー人材センターへの補助金はシルバー人材センター育成事業補助金 7,400 千円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されていた。補助金交付申請書及び補助金実績報告書において財源内訳並びに事業実績書においては高年齢者労働能力活用事業に要した収入の内訳において誤りが散見されたので内容確認を行い速やかに是正されたい。

【指摘事項】

- ① 補助金交付申請書の総事業費の財源内訳において「その他」に該当しない事業収入 111,720,000 円が計上されていた。従って「その他」は 111,720,000 円減少の 7,100,000 円とすべきであり、「自己資金」は 111,720,000 円増額の 123,066,000 円とすべきである。
- ② 補助金実績報告書の総事業費の財源内訳において「その他」に該当しない事業収入 155,883,513 円が計上されていた。従って「その他」は 155,883,513 円減少の 7,200,000 円とすべきであり、事業収入は自己資金に該当するのである。「自己資金」は 155,883,513 円増額の 170,350,869 円とすべきである。
- ③ 平成 24 年度貸借対照表（平成 25 年 3 月 31 日現在）の I 資産の部・未収金（全額事業収入未収金）に 9,911,125 円の記載があるにもかかわらず、事業実績書の高年齢者労働能力活用事業に要した収入内訳表の事業収入・受入未済額に記載されていなかった。

従って、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町シルバー人材センター運営補助金交付要綱に基づき適正に執行されていたとは認め難い。

(4) 吉田町空港対策協議会 【指摘なし】

平成 24 年度の事業報告書及び決算書並びに補助金関連書類の提出を求め、会長及び事務局(企画課)から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 24 年度の吉田町空港対策協議会への補助金は空港対策費補助事業に対して 500 千円を交付している。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）に基づき適正に執行されていた。

(5) 吉田町国際交流協会 【指摘あり】

平成 24 年度の事業報告書及び決算書並びに補助金関連書類の提出を求め、会長及び事務局から事業報告書並びに決算書の内容について説明を受け、補助金の執行状況について監査した。

平成 24 年度の吉田町国際交流協会への補助金は国際交流事業補助金 900 千円が交付されている。

監査の結果、事業は概ね事業計画に基づき実施されていた。補助金交付申請書において総事業費・財源内訳の内訳において誤りが散見されたので内容確認を行い速やかに是正されたい。

【指摘事項】

補助金交付申請書の総事業費の財源内訳において「その他」に該当しない雑収入 67,501 円が計上されていた。従って「その他」は 67,501 円減少の 0 円とすべきであり、「自己資金」は 67,501 円増額の 1,830,000 円とすべきである。

従って、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）に基づき適正に執行されていたとは認め難い。

3 監査の意見・要望

各団体においては補助金関連書類について、吉田町補助金交付規則及び各補助金交付金要綱に従い的確に作成されるよう努められたい。

なお、所管部署が補助金交付団体の事務局を兼ねている事例がみられ、補助金申請から実績報告書に至る一連の業務も担当しているが、本来、審査すべき立場の所管部署が補助金関係書類を作成しているのはいかがなものか、補助金交付先の各団体が作成すべきものと思料する。

以上